

特 記 仕 様 書

下松市上下水道局下水道課

工事名 第8工区公共下水道（南部幹線ほか・神田町地区）管更生工事

1 総則

- (1) 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を作成し、提出しなければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。
- (3) 工事に関する協議及び指示はそれぞれ工事打合簿をもって行う。
- (4) 現場は契約工期の10日前までに完了させ、また、精算に必要な出来形数量等は、契約工期の14日前までに提出すること。

2 使用材料

- (1) 材料は設計図書に明記してある仕様より、同等以上とする。
- (2) 設計図書で指定し、またはあらかじめ監督職員が指示した工事材料は、使用前に見本または資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、監督職員がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- (3) 請負者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、県内産資材の購入及び県内取扱い業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

3 施工

(1) 更生工法

管更生工法（複合管）製管工法

路線番号：42

既設管径 1,500×1,500、仕上管径 1,400×1,400、L=42.0m

路線番号：18

既設管径 1,500×1,800、仕上管径 1,360×1,670、L=5.1m

（公財）日本下水道新技術機構認定

4 その他

- (1) 工事施工に伴う関係諸官庁の手続き及び協議等は請負者で行う。
- (2) その他特別の定めのない事項については、工事請負契約書による。
- (3) 関係住民と調整を図りながら施工すること。（通行規制等）